



鹿児島県 農地バンクだより

～活かそう農地、託そう未来～

第9号

令和3年9月27日発行

公益財団法人鹿児島県地域振興公社

(鹿児島県農地バンク)

Tel.099-223-0223(農地部直通)



■ 新理事長 みつぞの ひでひこ 満蘭 秀彦



農業関係者、関係機関・団体の皆様方には日頃から当公社の運営事業に対して格段のご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

農地バンク事業については、これまで12,000haを超える農地が転貸されています。

大規模農家や農業法人の事業活用が進む一方で、中山間地域の農村では、農業従事者の高齢化や後継者不足等の課題に直面しています。地域の話合いで、使う農地とそうでない農地をはっきりさせながら、農地の有効活用や保全に取り組むことが今後ますます重要と考えます。

農業・農村の維持、発展のための手段の一つとして、引き続き農地バンク事業をよろしく願います。

■ 新常務理事 まつもと よしお 松元 良夫(農地・フラワーパーク担当)



農地バンク事業は、制度創設8年目を迎えましたが、皆様がお住まいの地域の農地の利用状況はいかがでしょうか。

今年5月に国が公表した「人・農地に係る関連施策の見直し」によると、人・農地プランの法定化や目標地図の実現に向けて農地バンクによる貸借を軸とするなど、農地貸借の運用を抜本的に見直すこととしており、今後の動向を注視する必要があります。

コロナ禍で計画どおりの推進活動が困難な状況だと思いますが、農地バンクとしても皆さんと一緒に知恵を出し合い、今できることを着実に進め、持続可能な農業・農村づくりに努めたいと考えています。今後とも本事業に対するご理解・ご協力をよろしく願います。

集落役員に農地バンク事業を説明 (喜界町荒木中央地区)

7月27日に喜界町の荒木サロンにおいて、農地バンク事業の説明会が開催され、県大島支庁、町役場、地元農家、農地バンクから約15人が出席しました。

荒木中央地区では県営畑地帯総合整備事業が進行中であり、役員等の農家に農地バンク事業と地域集積協力金に関する説明が行われました。

基盤整備事業の先行地区である手久津久地区では、これまで469筆(19.9ha)が農地バンク事業による貸借契約を済ませており、今後、荒木中央地区でも地元の話し合い活動により、農地バンクを活用した農地の担い手農家への集積・集約と、地域集積

協力金を活用した農業の活性化が期待されています。



担い手に農地バンク事業をPR (徳之島地域担い手部会研修会)

7月28日に伊仙町のほーらい館において、徳之島地域担い手部会研修会が開催され、島内の認定農業者や認定新規就農者、関係機関、農地バンクなど約30人が出席しました。

研修会では、本県における農地の現状や農地バンク事業の仕組み、実施状況などについて情報提供しました。

徳之島3町ともに、担い手への農地集積率が県平均を上回っており、既に650haを超える農地が農地バンクを通じて転貸されています。畑かん整備事業との連携が農地バンク事業の実績につながっています。

今後も担い手が安心して農地を借受け、効率的な営農が図られるよう、ハード事業と一体となった推進活動に努めてまいります。



地元説明会で事業概要を説明 (霧島市福山町立元地区)

7月16日に立元公民館において、農地バンク事業説明会が開催され、市、地元農家、農地バンクから約30人が出席しました。

立元地区は、隣接する国有林からイノシシ・シカ・サル等が田畑に侵入し、作物への被害が多発しています。これを受け、地元有志から「地区全体で対策を講じられないか？」と市に相談があり、農地集積と合わせて鳥獣被害対策実践事業の導入を検討することになりました。

会では、実際に図面を見ながら活発に意見が交わされ、地区の農地を守るためにR3年度中に農地バンク事業を進めることで話がまとまりました。



機構関連事業勉強会で情報提供 (垂水市宮前地区)

7月16日に垂水市市民館において、宮前地区の機構関連農地整備事業に関する勉強会が開催され、県大隅地域振興局、市、土改連、土地改良区、地元農家、農地バンクから約20人が出席しました。

各関係機関から、整備事業の採択要件や進捗状況などが報告され、農地バンク職員も契約上の留意点を説明しました。

地区全体の17.5haのうち、R3年6月末時点で7.2ha(41%)が農地バンクを通じて貸借されています。地区では今後、高収益作物の導入に向けた検討と、今年度中に全農地に中間管理権が設定できるよう準備を進めていくこととしています。



契約期間満了後の再契約に関するお願い(重要)

農地バンク事業の契約期間が満了となる農地所有者・耕作者に対して、契約満了の6か月前までに農地バンクから「利用権設定期間満了のお知らせ」を発送しており、農地バンク事業の担当者様には別途、対象農地のデータを提供しています。

契約者から再契約の意向があった農地については、切れ目のないようお手続きくださるようお願いいたします。

また、**経営転換協力金や耕作者集積協力金の交付を受けた方は、10年以上の農地バンクへの農地の貸付けが必要です。相続未登記農地であるために5年未満の契約となっている場合、必ず再契約して10年以上の契約にしなければ、協力金の返還が生じますのでご注意ください。**



契約内容の変更手続きに関するお願い(重要)

農地バンク事業の契約者(農地所有者・耕作者)に対し、利用権設定を返送する際に契約に関する重要事項等を記載した「ご契約書(利用権設定書)の送付」を添付することで、契約内容に変更があった場合は、速やかにお知らせいただくよう周知しています。

農地バンクでは、契約内容の変更や合意解約の申出等の事務処理を順次行っていますが、**契約内容の変更は約2か月、合意解約は約3か月の事務処理期間が必要**となっています。

特に、賃借料の徴収・支払に係るものは、**賃借料徴収月の2か月前までに農地バンクに届出がない場合は、翌年度分からの変更**になりますのでご注意ください。

また、耕作者のみの合意解約で、次期耕作者が見つからない場合は、「中間管理農地情報(農地カルテ)」を作成の上、市町村等と農地バンクの間で農地情報を共有し、対応策を検討することとしていますので、ご協力をお願いします。

徴収・支払
のお知らせ

■徴収(耕作者→農地バンク) 令和3年10月29日(金)

■支払(農地バンク→所有者) 令和3年11月30日(火)

今回の徴収・支払対象者には事前に通知書を送付します。徴収・支払業務が円滑に進むよう、農地バンク事業担当者様のご協力をお願いします。

